


所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己			
件名	東大和市組織規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	子育て支援部青少年課、学校教育部教育指導課				
<p>1 要 旨</p> <p>東大和市教育委員会では、いじめ防止対策推進法に基づいた基本的理念や体制等を定める東大和市いじめ防止対策推進条例を制定し、いじめの防止等の対策を一層推進していくこととしている。</p> <p>この条例施行（令和2年1月1日）に伴い、市長の附属機関として東大和市いじめ問題調査委員会を設置することが可能となることから、当該事務を事務分掌に追加するため、組織規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表第2に定める事務分掌の改正 青少年課青少年育成係：「いじめ問題調査委員会に関すること。」を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和2年1月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 事務分掌が明確となり、新たな事務への円滑な対応が可能となる。</p>						
<p>2 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。